

改正

平成8年12月25日規則第17号
平成9年3月31日規則第5号
平成9年8月5日規則第9号
平成15年3月24日規則第2号
平成21年3月31日規則第3号
平成26年2月19日規則第1号
平成28年5月27日規則第7号
令和5年3月22日規則第11号
令和6年4月1日規則第12号

十津川村簡易水道給水条例施行規則

十津川村簡易水道給水条例施行規則（昭和52年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか十津川村簡易水道給水条例（平成8年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所有者であることを認めるに足る書類の提出）

第2条 村長は、条例第6条に規定する所有権につき、必要があると認めるときは、その所有者であると認めるに足る書類の提出を求めることができる。

第3条 給水装置の所有者又は共用給水栓の使用者が条例第7条の規定により、代理人又は代表者を選任したときは、様式1又は様式2により村長に届け出なければならない。

（分岐又は土地通過承諾書の提出）

第4条 他人の給水装置から分岐し、又は他人の所有地を通過して給水装置を設けようとする者は、その所有者の承諾書を提出しなければならない。

（届出をしない場合の措置）

第5条 条例第16条の規定による届出がないときは、村長がこれを認定する。

2 条例第16条第1号にいう「休止」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 給水区域内に所在する家屋で所有者又は賃借人が居住していない場合
- (2) 給水区域内に所在する家屋で所有者又は賃借人が年に数回の使用の場合
- (3) 火災、風水害等で家屋が滅失した場合
- (4) その他村長が特に認めた場合

（消火栓を使用する場合の立会）

第6条 防火演習のため消火栓を使用するときは、水道吏員が立会する。

（使用の休止又は廃止の届出のない場合の料金等）

第7条 給水装置の使用を廃止し又は休止する旨の届出がないときは、給水を使用しない場合においても条例第20条に規定する料金を徴収する。

（加入金及び水道料金等並びに手数料の徴収方法）

第8条 条例第5条の2に規定する過入金及び条例第4章に規定する水道料金、量水器使用料、手数料の徴収は、納入通知書又は口座振替の方法により行うものとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 料金の納付期限及び口座振替の日は、検針の月の翌月の末日とする。ただし、翌月の末日

が金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。

(検針日)

第9条 条例第23条に規定する定例日は別表のとおりとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第10条 条例第30条第2項の規定による簡易水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は村長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

・別表（第9条関係）

定例日	地区名
23日	小原、平谷鈴入・垣平・垣内の一部、猿飼、折立今戸、折立本在、上野地の一部、上葛川、神下（田戸）、大野（本在）、重里（田ノ野）、永井、玉垣内
24日	武蔵、湯之原、小井、平谷垣内の一部・蕨尾、山手、折立山崎、込之上、上野地の一部、池穴・山崎・野尻、重里（大津越・串崎）、川津、五百瀬、杉清（三田谷）、風屋、滝川